平成２３年（フ）第３９号
千葉県長生郡長柄町大津倉198番地
債務者　篠田　和子
1　決定年月日時　平成23年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月22日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２３年（フ）第２５９号
岐阜市薬師町27番地
債務者　柳瀬　利一
1　決定年月日時　平成23年６月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月22日まで
岐阜地方裁判所

平成２３年（フ）第５０号
岐阜県加茂郡白川町三川2305番地
債務者　今井　　誠
1　決定年月日時　平成23年６月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月22日まで
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２３年（フ）第５１号
岐阜県可児市若葉台８丁目87番地
債務者　香月　文子
1　決定年月日時　平成23年６月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月22日まで
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２３年（フ）第４２号
三重県名張市緑が丘東11番地
債務者　木下　　栄
1　決定年月日時　平成23年６月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月22日まで
津地方裁判所伊賀支部

平成２３年（フ）第５８号
三重県名張市赤目町相楽40番地、前住所三重県名張市鴻之台１番町48番地１
債務者　藤永　真敏
1　決定年月日時　平成23年６月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月22日まで
津地方裁判所伊賀支部

平成２３年（フ）第６４号
三重県伊賀市服部町２丁目16番地　雇用促進住宅上野服部宿舎内２号棟３階６号室
債務者　森本　健太（旧姓村宮）
1　決定年月日時　平成23年６月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月22日まで
津地方裁判所伊賀支部

平成２３年（フ）第１５５号
兵庫県加古川市平岡町土山390番地　平岡団地22―503号
債務者　伊純　聖巳
1　決定年月日時　平成23年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月22日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第１８０号
兵庫県高砂市阿弥陀町北池288番地の10
債務者　藤本　恵美（旧姓大村）
1　決定年月日時　平成23年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月22日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第２７０号
兵庫県姫路市夢前町前之庄4329番地１、従前の住居兵庫県姫路市夢前町置本432番地24
債務者　北畑　淳子
1　決定年月日時　平成23年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月22日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第３１１号
兵庫県姫路市野里東町６―６、住民票上の住所兵庫県姫路市塩町123番地
債務者　久場　愛子
1　決定年月日時　平成23年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月22日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第３１３号
兵庫県姫路市香寺町溝口861番地１パレドゥールA101
債務者　三浦　直子
1　決定年月日時　平成23年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月22日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第２８３号
奈良県生駒郡三郷町城山台５丁目11番17号
債務者　原田　芳枝
1　決定年月日時　平成23年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月22日まで
奈良地方裁判所

平成２２年（フ）第１２７号
鳥取県境港市京町102番地
債務者　髙平　輝雄
1　決定年月日時　平成23年６月23日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月22日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２２年（フ）第１４０７号
広島県東広島市西条昭和町10番17―204号　Ｓ428Ｂｄ
債務者　東輝明こと　鄭　　輝明
1　決定年月日時　平成23年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月22日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１８６１号
広島県安芸郡府中町浜田２丁目１番50―102号
債務者　小野　理佐
1　決定年月日時　平成23年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月22日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１４４号
広島県東広島市高屋町杵原4005番地29
債務者　仙頭　隆宙
1　決定年月日時　平成23年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月22日まで
広島地方裁判所民事第４部